成果重視事業評価書

平成19年8月

評価対象(事業名) 労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業 主管部局・課室 労働基準局労働保険徴収課労働保険徴収業務室 関係部局・課室 労働基準局総務課 関連する政策体系

|基本目標 | X II | 国民生活の利便性の向上に関わる I T化を推進すること

| 施策目標| 1 |電子政府推進計画を推進すること

施策目標 1-1 行政分野へのIT (情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること

個別目標 1 |利用者視点に立ったオンライン利用を促進すること

個別目標2 |全体最適を目指した業務・システム最適化を推進すること

1. 現状・問題分析

電子政府構築計画(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。平成16年6月14日一部改定)の「業務・システムの最適化」において、最適化対象とする「個別府省業務・システム」の一つとして、労働保険適用徴収業務の業務・システムは最適化計画を策定することとされた。

平成18年3月29日、「労働保険適用徴収業務に係る業務・システムの見直し方針」 (平成17年6月21日厚生労働省情報政策会議決定)を踏まえ、「労働保険適用徴収 業務の業務・システム最適化計画」を策定した。

今後、同計画に沿った取組を進めていく必要がある。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体:[国]、厚生局、労働局] (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(

(2) 事業の内容 (概要)

1 労働・社会保険関係手続のワンストップ化

労働保険適用徴収関係手続について、事業設立や廃止等の同一契機に行う手続を中心に、これまで都道府県労働局、労働基準監督署又は公共職業安定所で受け付けていた届出等をいずれか一カ所で受け付けることを可能とするワンストップ化を図り、事業主等の利便性の向上を図る。

また、事業場を特定する番号について、雇用保険給付に係るシステムで用いている 番号との統一化による同システムとのデータの共用化を行う。さらに、社会保険との 事業場(事業所)コードの共通化に向けた検討を進めるとともに、法人コードを記録 することを検討する。

2 都道府県を越える所在地変更時における届出等の簡素化

都道府県を越える事業場所在地の変更時に、移転元及び移転先の都道府県労働局等で必要であった確定保険料の申告等の手続を不要とし、移転先の都道府県労働局等への手続のみで可能とすることにより、事業主等の申告書作成に係る作業量の軽減及び複数窓口への提出作業等の削減を図る。

3 申告書等の書類管理のシステム化

年度更新申告書等をスキャナ等で電子画像化し、受付状況と併せてシステムで管理することで、検索を容易にし、事業主等からの問い合わせ対応等に係わる業務の合理 化及び未申告事業場の管理の効率化を図る。 4 問い合わせ対応業務等の外部委託化

従来、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所等において行っていた事業主等からの問い合わせや帳票提供依頼への対応について、外部委託により運営を行う「集中事務処理センター(仮称)」にて、集中的かつ効率的に対応する。

5 電子申請システムの見直しによる事業主等の電子申請時の負担の軽減等による電子 申請の利用促進

府省共通業務・システムである「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務」の最適化計画に沿って整備されるe-Gov(電子政府の総合窓口)に電子申請の窓口機能を統合し、電子申請の利用者の端末の多様化(多様なオペレーティングシステムが利用可能となる)、Web化(プログラムのダウンロード等を不要となる)、仕様の公開(事業主や労働保険事務組合等が利用している各種データを活用して電子申請を行うことが可能となる)及び電子申請の操作の共通化等を実現することにより、事業主等の電子申請に係る負担が軽減される。

また、申請書等の作成および提出代行を行う社会保険労務士からの年度更新申告について、事業主の電子署名を不要とする方式を活用することにより、社会保険労務士の電子申請の利用促進を図る。

6 届出書類作成支援機能の提供

従来、読み取り装置の関係で指定用紙であった届出様式を、事業主等がパソコンで 普通用紙を用いて作成し、届出を可能とする機能をインターネットで提供することに より、事業主等が行う届出書類作成業務の簡素化を図る。

7 メインフレームのオープン化

再構築によりメインフレームをオープン化することにより、運用コスト及び調達コストの削減を図る。

※参考:厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html

(3) 事業計画期間

平成18年度 ~ 平成22年度

(4) 予算

一般会計・厚生保険特会・労働保険特会									
予算額(単位:百万円)	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0				
	0	0	1,573	5, 169	6,843				
予算執行の弾力化措置									
国庫債務負担行為・操越明許費・目間流用の弾力化・目の大括り化									
※平成18年度予算額のうち、1,404百万円を平成19年度予算へ繰越									

※H20年欄は、予算概算要求額。

3. 目標等

定量的な目標

目標期間:平成18年度~平成22年度削減経費:年間約12億円(試算値)

削減業務処理時間:年間 約17,000人日分(職員)(試算值)

年間 約 8,300人日分(非常勤職員)(試算值)

目標設定の考え方

「電子政府構築計画」(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。平成16年6月14日一部改定)に基づき、平成16年度に費用対効果を踏まえた刷新可能性調査を実施した内容を踏まえ、目標設定を行った。

本事業における具体的な手段と目標の因果関係

窓口のワンストップ化等を実現することにより、国民・企業等の負担の軽減等による サービスの向上、金融機関における事務の効率化等を図る。

また、IT (情報通信技術)を活用した業務の合理化・効率化、ITの進展に応じた情報システムの効率的・合理的な整備・運用による経費削減等により、年間約12億円(試算値)の経費削減、年間延べ約17,000人日分(試算値)の職員の業務処理時間の削減及び年間延べ約8,300人日分(試算値)の非常勤職員の業務処理時間の削

4. 評価指標

<u>4. 評価指標</u>					
アウトカム指標		H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
1 削減経費	実績			なし	なし
(単位:千円)	目標			なし	なし
2削減業務処理時間	実績			なし	なし
(単位:時間)	目標			なし	なし
3 オンライン申請利用率					
(単位:%)					
オンライン申請手続名					
概算・増加概算・確定保険	実績			0. 46	
料申告書	目標			10.00	20.00
概算保険料の延納の申請	実績			0.46	
	目標			10.00	20.00
労働保険事務の処理の委託	実績			0.005	
	目標			1.00	5.00
保険関係成立届	実績			0. 29	
	目標			1.00	5.00
名称・所在地等変更届	実績			0.28	
	目標			1.00	5.00

(調査名・資料出所、備考)

- ・事業開始が平成18年度からのため、平成16~17年度の数値の記載はなし。
- ・指標1は2008年度(平成20年度)より、指標2は2011年度(平成23年度)より目標設定を行い、効果が発現する予定である。
- ・指標3の数値は、以下の計算式により算出した。

【計算式】オンライン申請利用率=オンライン申請件数/全申請件数×100

5. 評価

- (1)総合的な評価(主に有効性及び効率性の観点から)
- 1 削減経費

2006 (平成18) 年度においては、最適化の効果は発現しない。

2 削減業務処理時間

2006 (平成18) 年度においては、最適化の効果は発現しない。

3 オンライン申請

利用促進策を推進した結果、利用率が前年度に比べ向上したが、目標値達成には至らなかった。

- (2) その他(上記の他、予算執行の弾力化措置により得られた効果、公平性、優先性等評価すべき視点がある場合に記入)
- 1 設計・開発段階の実施が最適化工程表に比べて遅れが見られる。設計工程の準備段階として確認が必要である各工程の進め方やその前提条件について、個別管理組織(PJMO)と設計開発事業者との間で認識のずれがあり、確認と合意形成に想定以上の時間を要したことなどがその理由であるが、今後の対応について、これまでの問題・課題等を踏まえ、最適化実施効果が確実に発現されるよう、具体的かつ迅速な検討を行い実施すべきである。
- 2 オンライン利用促進については、現場職員への周知・徹底や国民への効果的な利用 促進策の検討により、利用率向上に向けた一層の取組が求められる。

(3) 政策等への反映の方向性

- 1 平成20年度予算については、国庫債務負担行為等に基づき、所要の予算を要求する。
- 2 オンライン申請の利用促進については、これまでの状況についての分析結果を踏ま え、引き続き促進策の検討等を行う。

- ①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等) なし。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況 電子政府構築計画
 - IT化に対応した業務改革
 - 業務・システムの最適化
 - (2) 個別府省業務・システム

「個別府省業務・システムについて」(2004年(平成16年)2月10 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議報告)に掲げる個別府省業務・ システムについては、2005年度末(平成17年度末)までのできる限り早期に、各府省において、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。なお、

個別府省業務・システムについては、業務・システムの分析状況等を踏まえつつ、各府省において、適宜、追加等の見直しを行う。 特に、いわゆる旧式(レガシー)システムについては、当該システムを保有する府省において、次の事項を踏まえつつ、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、各府省ごとの「レガシーシステム見直しのための行動計画(アクション・プログラム)」に基づき、引き続き必要な見直し を行う。

- ① 刷新可能性調査を通じ
 - 汎用パッケージソフトウェアの利用
 - オープンシステム化
 - ・ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化(分離調達)
 - ・随意契約から競争入札への移行
 - ・データ通信サービス契約の見直し
 - ・国庫債務負担行為の活用 の可能性について検討する。
- ② システムの構成、調達方式等の見直し及び徹底した業務改革により、大幅 な費用低減及び業務運営の合理化を図る。システムに係る費用については、 システム開発費用、保守等の維持運用費用に加え、通信費、施設利用費など 当該システムの開発、運用期間を通じて必要となる費用全体を踏まえて検討
- するものとする。 他府省の事例や国内外の先行事例、成功事例を収集・分析し、システムの 効果的な見直しを図る。
- 関係する政府内、民間、諸外国のシステムとの相互運用性を確保する。 システムの刷新による投資対効果を明らかにする。
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況 なし
- ④会計検査院による指摘 なし。
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項